

3 かながわDV防止・被害者支援プランの2022（令和4）年度事業実績

※グレーは再掲事業

通し番号	再掲番号	所管部局等	所管所属名	事業概要	事業の内容	2022(令和4)年度事業実績
重点目標 I 暴力の未然防止						
施策の方向1 暴力防止に向けた取組みの強化						
主要施策① 未然防止に向けた意識啓発						
施策の内容(1) 学校における人権教育の推進						
1		教育局	①行政課 ②行政課(県立学校) ③高校教育課 ④特別支援教育課 ⑤生涯学習課	学校等において、暴力はどんな場合でも人権侵害であるということについての教育を推進します。	学校等において、交際相手からの暴力の防止に資するよう、人権尊重の意識を高める教育や、男女平等の理念に基づく教育の取組み 交際相手からの暴力への対応に関する啓発の実施及び相談窓口の周知	①各研修において、交際相手からの暴力の問題について取り上げた。 ・人権教育指導者養成研修講座(1回) ・県立学校人権教育校内研修会(9校) ②生徒向けデートDV防止啓発及び相談窓口を掲載した資料を配付した。 各県立学校に設置している人権相談窓口において、デートDVについての相談も受け付けた(46件) ③県立高等学校及び県立中等教育学校において、生徒対象に人権尊重の意識を高める教育啓発や、男女平等の理念に基づく教育の取組を実施した。 ④・県立特別支援学校において男女平等の理念に基づく教育を実践した。 ・人権教育の実践。 ⑤社会教育関係団体主催の研修及び定例会等において人権尊重の啓発を行った。
施策の内容(2) 交際相手からの暴力(デートDV)に関する啓発						
2	①② 福祉 子ども みらい 局 ③教 育局	①共生推進本部室 ②かながわ男女共同参画センター ③行政課(県立学校)	かながわ男女共同参画センター等は、中学生・高校生向けの交際相手からの暴力(デートDV)に関する啓発資料を配布するほか、メディアリテラシー講座等と合わせてデートDV防止啓発講座を実施するなど、若年者向け事業を強化するとともに、相談窓口を周知します。	若年者向けの交際相手からの暴力に関する啓発の実施及び相談窓口の周知を行う。	①・Twitter広告等を活用して、LINE相談窓口を周知した。 ・デートDV防止のための大学向けのライフキャリア教育啓発資料(DVD)を県内の大学等に配布した。 ②・デートDV(交際相手からの暴力)防止啓発冊子を作成し、県内の高等学校(高校1年生)等に配布した。 ・デートDVに気づいてもらえるよう短編動画をR2年度に作成し引き続き配信した。 ・デートDV防止啓発講座を10回実施した。(延1,510人参加) ③生徒向けデートDV防止啓発及び相談窓口を掲載した資料を配付した。 各県立学校に設置している人権相談窓口において、デートDVについての相談も受け付けた(46件)。	
3	教育局	行政課	県立高校において、教職員に向けて、交際相手からの暴力(デートDV)を含む人権研修を実施します。	教職員に向けて、交際相手からの暴力をテーマとした人権研修を実施する。	各研修において、交際相手からの暴力の問題について取り上げた。 ・人権教育指導者養成研修講座(1回) ・県立学校人権教育校内研修会(9校)	
施策の内容(3) DV予防のベースにある気づきやコミュニケーション能力強化の促進						
4	福祉 子ども みらい 局	かながわ男女共同参画センター	かながわ男女共同参画センターは、DVの発生しない幸せな家庭を築くために必要な、向き合うべき課題への気づきやコミュニケーション能力の身につけ方に関する啓発冊子の発行やトレーニング・セミナーなどを進めます。	暴力の未然防止のための、啓発冊子の作成・配布を行うとともに、「アサティブコミュニケーション能力トレーニング」や「アンガーマネジメントセミナー」、「メンタル回復トレーニング」等によるDV予防対策を進める。	DV発生予防のための啓発冊子を配布した。	

通し番号	再掲番号	所管部局等	所管所属名	事業概要	事業の内容	2022(令和4)年度事業実績
施策の内容(4) 県民への啓発活動の充実強化						
5		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	共生推進本部室等は、認知度が低い「精神的暴力」等への理解のため、相談実例を収集・分析した結果を活用した啓発冊子を作成し、県内大学等へ配布するほか、DV防止啓発冊子や窓口案内カードの作成・配布、多言語DV相談窓口案内リーフレット等の作成・配布などにより、県民への暴力防止啓発活動の充実に努めます。なお、インターネットの活用など、より多くの県民に情報が届くための効果的な方法により周知・啓発します。	認知度が低い「精神的暴力」等への理解のため、身体的暴力を除く暴力について実例を収集・分析した結果をとりまとめた啓発冊子を作成する。	被害者・加害者のみならず広く県民に精神的暴力等の気づきを促すため、啓発まんがの周知広報を行った。
6		福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	共生推進本部室等は、認知度が低い「精神的暴力」等への理解のため、相談実例を収集・分析した結果を活用した啓発冊子を作成し、県内大学等へ配布するほか、DV防止啓発冊子や窓口案内カードの作成・配布、多言語DV相談窓口案内リーフレット等の作成・配布などにより、県民への暴力防止啓発活動の充実に努めます。なお、インターネットの活用など、より多くの県民に情報が届くための効果的な方法により周知・啓発します。	DV防止啓発冊子や窓口案内カード、多言語DV相談窓口案内リーフレット等の作成・配布及びインターネットの活用などにより、暴力防止の周知啓発を実施する。	DV防止啓発冊子や窓口案内カード等を作成し、県内市町村(福祉、相談窓口等)、警察署、公立図書館、医療機関等で配布した。また、外国籍県民向けに、多言語DV相談窓口の案内リーフレットを作成し、出入国在留管理庁、警察署等で配布した。
7		暮らし安全防災局	暮らし安全交通課	共生推進本部室等は、認知度が低い「精神的暴力」等への理解のため、相談実例を収集・分析した結果を活用した啓発冊子を作成し、県内大学等へ配布するほか、DV防止啓発冊子や窓口案内カードの作成・配布、多言語DV相談窓口案内リーフレット等の作成・配布などにより、県民への暴力防止啓発活動の充実に努めます。なお、インターネットの活用など、より多くの県民に情報が届くための効果的な方法により周知・啓発します。	犯罪被害者週間にあわせた広報、啓発事業等を通じて、DV被害者を含めた犯罪被害者についての理解の増進を図ります。	県内5箇所において「犯罪被害者等支援キャンペーン」を実施。
8		福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	かながわ男女共同参画センターは、女性向けDV気づき講座や男性向けDV防止啓発講座など、DVの定義や暴力の形態、心やからだへの影響などに関する講座等を開催し、DVについて広く県民に周知するなど、啓発活動の充実に努めます。	DVの定義や暴力の形態、心やからだへの影響などに関する講座等の実施による、啓発活動の充実(女性向けDV気づき講座・男性向けDV防止啓発講座)	DV被害を防止する啓発講座を4回実施した。(延47人参加) 第4回は男性被害者向けのDV防止啓発講座をオンラインで実施した。
9		福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②共生推進本部室	かながわ男女共同参画センター等は、DVが子どもに及ぼす影響(面前DV)についての理解を深めるための啓発を行います。	DVが子どもに及ぼす影響(面前DV)について理解を深めるための啓発を行う。	①面前DVは子供への虐待であり、DV被害防止啓発冊子「パートナーからの暴力に悩んでいませんか」等を活用し必要に応じて面前DVについても周知啓発を行った。 ②面前DVについて記載した啓発まんがの周知広報を行うとともに、研修や情報交換の場で、面前DVについて理解を深めた。

通し番号	再掲番号	所管部局等	所管所属名	事業概要	事業の内容	2022(令和4)年度事業実績
主要施策② 早期発見に向けた連携						
施策の内容(1) 医療機関等との連携						
10	39	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	医療関係者向けDV対応の手引きを作成するなど、医療関係者等に対し、被害者への相談窓口等の情報提供を図ります。	医療関係者等に対する情報提供を実施する。	DV防止啓発冊子や窓口案内カード等を作成し、県立病院や市町村立病院等の医療機関に配布した。
主要施策③ 加害行為の抑止						
施策の内容(1) 加害者からの相談への対応						
11	27	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	DVに悩む男性のための相談を実施します。	DVに悩む男性のための相談を実施する。	DVに悩む男性相談を継続して実施した。 DVに悩む男性相談 49件
施策の内容(2) 加害者暴力の抑制や更生に向けた取組みの推進						
12		県警察本部	人身安全対策課	警察は、加害者に対して指導警告を行う際には、加害行為をしていりことの自覚を促すなど、事態の沈静化を図るよう努めます。	加害者の更生のための指導	事態の沈静化を図る観点から、加害者に対して加害行為をしていることの自覚を促した。必要に応じて、親族等に連絡し、監督を依頼した。
13	211	福祉子どもみらい局	共生推進本部室	加害者更生に関する国の調査研究の動向を把握し、その充実及び必要な法整備について、国へ要望するとともに、他の地方公共団体及び民間団体における取組状況等を把握するよう努めます。	加害者更生に関する調査研究の充実の国への要望と、他の地方公共団体及び民間団体における取組状況等の把握を行う。	加害者対応プログラムなど加害者対策の具体化等について国へ要望するとともに、他団体等の取組状況の把握に努めた。
重点目標Ⅱ 安心して相談できる体制の整備						
施策の方向2 相談体制の充実						
主要施策① 県配偶者暴力相談支援センターの機能の充実						
施策の内容(1) 被害者の状況に応じた相談の実施						
14		福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談所	被害者支援のための相談を実施します。	被害者支援のための相談を実施する。	被害者支援のための相談を継続して実施した。 DV相談 5,271件
15	165 へ 再 掲	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	法律相談、心理相談、精神保健相談などの専門相談を実施します。	法律相談、心理相談、精神保健相談などの専門相談を実施する。	法律相談、心理相談、精神保健相談などの専門相談を継続して実施した。 法律相談 44件 精神保健相談 7件 メンタルケア 40件 (DV専門相談件数 計91件)
16	32、 166 、 177 再 掲	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	民間団体と連携した多言語による被害者相談を実施します。	民間団体に委託し、多言語による被害者相談を実施する。	外国籍被害者向け多言語相談を継続して実施した。 多言語相談件数 528件
17	198	福祉子どもみらい局	共生推進本部室	被害者への相談・支援に対応する職員の資質向上のため、被害者の状況に応じたきめ細かな対応を実施するための体制を強化します。	県配偶者暴力相談支援センター及び市町村相談員の資質向上のため、初任者向けや事例検討会等を実施する。	県配偶者暴力相談支援センター及び市町村相談員の資質向上のため、勤続年数3年未満程度の初任女性相談員向けに、初任女性相談員研修(基礎)を実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の拡大により中止した。

通し番号	再掲番号	所管部局等	所管所属名	事業概要	事業の内容	2022(令和4)年度事業実績
施策の内容(2) 被害者支援のための情報収集・提供等						
18		福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談所	被害者の支援に必要な情報を収集し、被害者や市町村・福祉事務所、民間団体等に提供します。	県の配偶者暴力相談支援センターにおける自立支援等の情報収集・情報提供事業を実施する。	相談窓口等において自立支援のための相談や適切な情報提供を行った。
19		福祉子どもみらい局	①共生推進本部室 ②かながわ男女共同参画センター ③女性相談所	被害者支援に関して、ホームページ等により情報提供を行います。	被害者支援に関して、ホームページを活用した情報提供を実施する。	ホームページ・Twitter広告等を活用して、DVに関する周知啓発や県DVセンター・市町村の相談窓口等について情報提供を実施した。
20		福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談所	保護命令の申立てに関する助言や、書面の作成を行います。	保護命令の申し立てに関する助言や書面作成を行う。	①保護命令の申し立てに関する助言や書面作成を行った。 ②保護命令の申立てに関する請求は無かった。
施策の内容(3) 職務関係者に向けた情報収集・提供						
21		福祉子どもみらい局	①共生推進本部室 ②かながわ男女共同参画センター ③女性相談所	DVに関する情報を収集し、市町村・福祉事務所、民間団体等へ提供します。	DVに関する情報を収集し、国等作成マニュアル・資料等、市町村・福祉事務所、民間団体等への情報提供を行う。	県内市町村のDV対策主管課長会議等の場や職務関係者からの問い合わせに対し、情報提供等を行った。 国作成マニュアル、調査報告書等を市町村等に配布した。
施策の内容(4) 休日夜間緊急体制の確保						
22	169 ～ 再掲	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	休日夜間等、時間外の緊急相談の体制を確保し、警察等との緊密な連携・協力のもとに、被害者の緊急相談に対応します。	休日夜間等、時間外の緊急相談の体制を確保し、被害者の緊急相談に対応する。	休日夜間のDV相談を実施した。 土日9:00～17:00 平日夜間17:00～21:00
23	171 ～ 再掲	福祉子どもみらい局	女性相談所	休日夜間等、時間外の緊急相談の体制を確保し、警察等との緊密な連携・協力のもとに、被害者の緊急相談に対応します。	警察等との緊密な連携・協力のもとに、休日夜間緊急対応を実施する。休日夜間緊急対応人員を確保する。	夜間宿直体制による対応を行い、休日・夜間ににおける緊急対応人員の確保に努めた。
24	172 ～ 再掲	県警察本部	人身安全対策課	休日夜間等、時間外の緊急相談の体制を確保し、警察等との緊密な連携・協力のもとに、被害者の緊急相談に対応します。	警察本部及び警察署における体制の確立	休日夜間にかかわらず、体制を確立し対処した。
25	170 、 176 再掲	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	民間団体と連携し、休日夜間等、時間外における被害者相談を実施します。	民間団体に委託し、土・日の夜間と祝日に相談を受ける週末ホットラインを実施する。	週末ホットライン相談を継続して実施した。 週末ホットライン相談 244件
施策の内容(5) 男性相談の実施						
26	167 ～ 再掲	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	男性被害者相談を実施します。	男性被害者相談を実施する。	男性被害者相談を継続して実施した。 男性被害者相談 625件
27	11、 168 再掲	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	DVに悩む男性のための相談を実施します。	DVに悩む男性のための相談を実施する。	DVに悩む男性相談を継続して実施した。 DVに悩む男性相談 49件

通し番号	再掲番号	所管部局等	所管所属名	事業概要	事業の内容	2022(令和4)年度事業実績
主要施策② 相談者の安全確保と配慮						
施策の内容(1) 相談窓口における安全の確保と秘密の保持						
28		福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	相談窓口における、相談者の安全とプライバシーの確保に努め、相談者が安心して相談ができる環境を整備します。	相談窓口における、相談者の安全とプライバシーの確保に努め、加害者が窓口に来ることも想定し、安全確保の対策を必要に応じ実施する。	警備員の雇用により安全確保を行った。被害者の来所相談は入退室にも注意し面接室を使い実施した。
29		県警察本部	人身安全対策課	相談窓口における、相談者の安全とプライバシーの確保に努め、相談者が安心して相談ができる環境を整備します。	被害者等が相談しやすい環境の整備(配偶者からの暴力の特性に関する理解)	被害者等の安全の確保及びプライバシー保護に配慮して対応した。
30		福祉子どもみらい局	①共生推進本部室 ②かながわ男女共同参画センター ③女性相談所	相談窓口における、相談者の安全とプライバシーの確保に努め、相談者が安心して相談ができる環境を整備します。	会議・研修などの機会を捉えて、関係者向けに安全確保に関する情報交換・情報提供等を実施する。	県内市町村のDV対策主管課長会議・行政職員研修など、会議・研修の機会を捉えて、関係者向けに安全確保に関する情報交換・情報提供を実施した。
施策の内容(2) 外国人、障がい者、高齢者、性的少数者の方への配慮						
31		福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	言葉や文化の違いにより孤立しやすく在留資格など複雑な課題を抱えていることがある外国人の被害者や、DVがより潜在化しやすい傾向にある障がい者や高齢者、性的少数者の方等に対して、本人の意向や障がい等を確認しながら、適切な対応をするよう配慮します。	外国人、障がい者、高齢者、性的少数者等に適切な対応ができるよう、各種相談窓口の周知を行う。	外国籍被害者に対しては、8言語による配偶者等からの暴力防止啓発リーフレットを作成し、配布とともに、多言語相談窓口等において相談対応を行った。障がい者等に対しても、相談対応の中で障がい者等であることがわかった場合には、適切な関係機関について情報提供を行うなどの対応を行った。
32	16	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	言葉や文化の違いにより孤立しやすく在留資格など複雑な課題を抱えていることがある外国人の被害者や、DVがより潜在化しやすい傾向にある障がい者や高齢者、性的少数者の方等に対して、本人の意向や障がい等を確認しながら、適切な対応をするよう配慮します。	民間団体に委託し、多言語による被害者相談を実施する。	民間団体に委託し、外国籍被害者向け多言語相談を継続して実施した。
33	37	国際文化観光局	国際課	言葉や文化の違いにより孤立しやすく在留資格など複雑な課題を抱えていることがある外国人の被害者や、DVがより潜在化しやすい傾向にある障がい者や高齢者、性的少数者の方等に対して、本人の意向や障がい等を確認しながら、適切な対応をするよう配慮します。	多言語相談窓口の啓発への協力	県HPへの掲載や、チラシの配布等を行い、相談窓口の啓発を行った。
34	76	福祉子どもみらい局	女性相談所	言葉や文化の違いにより孤立しやすく在留資格など複雑な課題を抱えていることがある外国人の被害者や、DVがより潜在化しやすい傾向にある障がい者や高齢者、性的少数者の方等に対して、本人の意向や障がい等を確認しながら、適切な対応をするよう配慮します。	外国人、障がい者、高齢者、性的少数者等に対し、本人の希望や状況に応じた適切な対応をするよう配慮する。	被害者の状況に応じて、必要によっては関係機関とも連携を行う等も検討し、適切な対応をするよう配慮を行った。

通し番号	再掲番号	所管部局等	所管所属名	事業概要	事業の内容	2022(令和4)年度事業実績
主要施策③ 適正な情報の管理						
施策の内容(1) 適正な情報の管理						
35		①② 福祉 子ども みらい 局 ③県 警察 本部	①かながわ 男女共同 参画セン ター ②女性相 談所 ③人身安 全対策課	相談者の情報流出を防止する体制を確立し、相談者及び職員や民間団体スタッフ等の安全を確保するため、関係部署も含めた適正な情報の管理に努めます。	相談者の情報流出を防止する体制を確立し、相談者及び職員や民間団体スタッフ等の安全を確保するため、適正な情報管理を図る。 被害者等が相談しやすい環境の整備(被害者等に係る情報の保護)	①②公務員としての守秘義務に努めるとともに、相談票の取扱い等について個人情報の適切な管理に努めた。 被害者等の個人情報については、第三者に知られないよう配慮するなど、本人に安心をもって相談してもらうように配慮を行った。 ③被害者等の個人情報について、加害者に知られないよう配慮するなど、取扱いに十分留意した。
主要施策④ 相談窓口の利用促進						
施策の内容(1) 県民への周知及び利用促進						
36		福祉 子ども みらい 局	かながわ男 女共同参 画センター	県の被害者相談窓口案内カード、DV相談窓口案内・多言語・学生向けデートDV等の各種リーフレットなど、情報提供資料等の配置場所の拡大やインターネット等の活用により、相談窓口のより一層の周知に努めます。	県の被害者相談窓口リーフレット等の配布やインターネット等の活用により、相談窓口の周知を行う。	県のDV相談窓口の案内カードについて、県施設、市町村のみならず、協力を得られた民間施設や各警察署、病院等に配布した。 また、リーフレット「かなてラスDV相談窓口のご案内」のほか、DVに悩む女性向けの啓発冊子、8言語による外国籍県民向け配偶者等からの暴力防止啓発リーフレット、学生向け「ちょーカンタン デートDVの基礎知識」を作成し、県内市町村、警察署、公立図書館ほか関係機関、関係施設に配布するとともに、主催あるいは出席した会議等で周知・配布依頼をした。
37	33 へ 再掲	国際 文化 観光 局	国際課	県の被害者相談窓口案内カード、DV相談窓口案内・多言語・学生向けデートDV等の各種リーフレットなど、情報提供資料等の配置場所の拡大やインターネット等の活用により、相談窓口のより一層の周知に努めます。	多言語相談窓口の啓発への協力	県HPへの掲載や、チラシの配布等を行い、相談窓口の啓発を行った。
38		福祉 子ども みらい 局	共生推進 本部室	SNSを活用した相談など、若年者が利用しやすい相談環境について検討を行います。	SNSを活用したDV相談窓口を開設し、若年者や電話をかけることが難しい方が利用しやすい相談環境を整備する。	・電話での相談が難しい方への支援を充実させるため、SNSを活用したDV相談窓口の受付時間を拡大した。 ・Twitter広告等を活用し、相談窓口の周知を行った。 ・かながわDV相談LINE 相談件数3,213件
施策の内容(2) 医療関係者等との連携による周知及び利用促進						
39	10 へ 再掲	福祉 子ども みらい 局	かながわ男 女共同参 画センター	医療関係者向けDV対応の手引きを作成するなど、医療関係者等に対し、被害者への相談窓口等の情報提供を図ります。	医療関係者等に対する情報提供を実施する。	DV防止啓発冊子や窓口案内カード等を作成し、県立病院や市町村立病院等の医療機関に配布した。
施策の内容(3) 地域で活動する民生委員・児童委員への相談窓口の周知及び利用促進						
40		福祉 子ども みらい 局	共生推進 本部室	地域で活動する民生委員・児童委員へ相談窓口を周知し、相談に繋がるように努めます。	地域で活動する民生委員・児童委員へ相談窓口を周知する。	必要に応じて、DV相談窓口の案内カード等を民生委員・児童委員に追加送付した。
主要施策⑤ 通報制度の周知						
施策の内容(1) 医療関係者等への通報制度の周知						
41		福祉 子ども みらい 局	かながわ男 女共同参 画センター	医療関係者等に対し、通報制度の周知を図ります。	医療関係者等に対する情報提供を実施する。	DV防止啓発冊子や窓口案内カード等を作成し、県立病院や市町村立病院等の医療機関に配布した。
重点目標Ⅲ 安全が守られる保護体制の整備						
施策の方向3 一時保護と安全確保						
主要施策① 一時保護の実施						
施策の内容(1) 一時保護体制の確保						
42		福祉 子ども みらい 局	女性相談 所	市町村や民間団体と連携し、一時保護が必要な被害者に対して、本人の意思を尊重し、迅速かつ適切な一時保護を実施します。	市町村や民間団体と連携し、迅速かつ適切な一時保護を実施する。	一時保護が必要な被害者の迅速かつ適切な一時保護を行った。

通し番号	再掲番号	所管部局等	所管所属名	事業概要	事業の内容	2022(令和4)年度事業実績
43	69 へ 再 掲	福祉 子ども みらい 局	女性相談 所	警察との緊密な連携・協力のもとに、休日夜間における被害者の一時保護に対応します。	休日夜間の支援体制と人員を確保し、一時保護に対応する。	警察との緊密な連携を図りながら、一時保護の適切な対応に努めた。
44	70 へ 再 掲	県警 察本部	人身安全 対策課	警察との緊密な連携・協力のもとに、休日夜間における被害者の一時保護に対応します。	被害者等の保護措置	関係機関と連携し、休日夜間における被害者等の一時保護の措置を執った。
45		福祉 子ども みらい 局	女性相談 所	休日夜間の受入れ体制など、被害者を適切に一時保護する体制を確保します。	休日夜間の受入体制及び一時保護体制を確保する。	休日夜間の受入体制及び一時保護体制の確保に努めた。
施策の内容(2) 多様なケースに対応した一時保護の実施						
46	81 へ 再 掲	福祉 子ども みらい 局	女性相談 所	子どもを同伴する被害者や母国語による支援が必要な外国人の被害者等、被害者の状況に応じた一時保護を実施します。	子どもを同伴する被害者や母国語による支援が必要な外国人の被害者等について、一時保護委託を活用するなど、被害者の状況に応じた一時保護を実施する。	民間委託団体と連携し、被害者の状況に応じた適切な一時保護を行った。
47	82 へ 再 掲	福祉 子ども みらい 局	女性相談 所	障がいのある被害者や高齢者等、様々な配慮を必要とする被害者に対し、適切な施設の活用に努めます。	障がいのある被害者や高齢者等、様々な配慮を必要とする被害者に対し、被害者の状況に応じた一時保護委託を実施する。	被害者の状況に応じて、必要によっては関係機関とも連携を行う等も検討しながら、被害者の安全安心に配慮した一時保護委託を実施した。
施策の内容(3) 県、市町村、民間団体の協働による一時保護事業						
48	180 再 掲	福祉 子ども みらい 局	共生推進 本部室	県、市町村、民間団体による三者協働一時保護の充実に努めます。	県、市町村、民間団体による三者協働一時保護を実施する。	県内市町村と協定を締結して実施した。必要に応じて施設のメンテナンスを実施した。
主要施策② 一時保護利用者への支援						
施策の内容(1) 被害者への支援						
49		福祉 子ども みらい 局	女性相談 所	看護師や心理判定員を配置し、被害者の健康面や心理面のケアを行います。	看護師や心理判定員を配置し、被害者の健康面や心理面のケアを実施する。	女性相談所において、看護師や心理判定員による被害者の健康面や心理面のサポートを行った。
50		福祉 子ども みらい 局	女性相談 所	保育士による日中保育や預かり保育を実施します。	保育士による日中保育や預かり保育を実施する。	保育士による日中保育や預かり保育を行った。
51		福祉 子ども みらい 局	共生推進 本部室	保育士による日中保育や預かり保育を実施します。	民間団体が行う同伴児童の保育への補助を行う。	民間団体に対して、同伴児童保育への補助を行った。
52	77 へ 再 掲	福祉 子ども みらい 局	女性相談 所	民間団体との連携や、県の通訳派遣事業を活用し、外国人被害者の支援を行います。	民間団体との連携や、県の通訳派遣事業を活用し、外国人被害者の支援を行う。	外国籍被害者支援として、外国籍被害者支援を行う民間団体の通訳等の人材の活用、福祉事務所への情報提供、及び民間団体への一時保護委託を行った。
53	78 へ 再 掲	国際 文化 観光 局	国際課	民間団体との連携や、県の通訳派遣事業を活用し、外国人被害者の支援を行います。	通訳ボランティアの紹介	県内の公的機関等及び外国籍県民等からの依頼に基づく通訳支援(紹介)を行った。(504件)
54		福祉 子ども みらい 局	女性相談 所	被害者の個々の状況に応じ、県、市町村、民間団体の連携によるケースカンファレンスを行い、支援方針を決めます。	被害者の個々の状況に応じケースカンファレンスを実施し、支援方針を決定する。	被害者本人・関係機関でケースカンファレンスを実施し、被害者の意向を踏まえた支援方針の決定を行った。
施策の内容(2) 同伴児童への支援						
55		福祉 子ども みらい 局	女性相談 所	教育指導員を配置し、より適切な学習の機会を提供します。	教育指導員を配置し、同伴児童への学習の機会を提供する。	学習の機会を提供了。
56		福祉 子ども みらい 局	女性相談 所	心理判定員を配置し、同伴児童の心理的ケアの充実を図ります。	心理判定員を配置し、同伴児童の心理的サポートを図る。	心理判定員等による心理面のサポートを行った。

通し番号	再掲番号	所管部局等	所管所属名	事業概要	事業の内容	2022(令和4)年度事業実績
57		福祉子どもみらい局	子ども家庭課	DVと児童虐待が密接な関係にあることを踏まえ、同伴児童の個々の状況に応じ、児童相談所等との連携によるケースカンファレンスを実施するなど、同伴児童への支援の充実を図ります。	DV環境下にある児童の個々の状況に応じ、女性相談所等と連携し、児童の支援に努める。	個々の状況を見極め、必要に応じて医学的見地からの助言を求めたり、心理面接を行う等の支援を実施した。
58		福祉子どもみらい局	①女性相談所 ②児童相談所	DVと児童虐待が密接な関係にあることを踏まえ、同伴児童の個々の状況に応じ、児童相談所等との連携によるケースカンファレンスを実施するなど、同伴児童への支援の充実を図ります。	女性相談所と児童相談所との連絡会やケースカンファレンスを実施するなど、連携して同伴児童への支援を実施する。	児童相談所と連携を図り、児童の安全安心に配慮した支援に努め、必要に応じて児童相談所の一時保護の活用を図った。 児童相談所との連絡会を開催して、連携強化を図った。
59		福祉子どもみらい局	女性相談所	一時保護施設内にプレイルームや学習室などを設置し、同伴児童が利用しやすい環境の整備に努めます。	一時保護施設における、同伴児童が利用しやすい環境の整備を行う。	プレイルームや学習室の維持管理と環境整備に努めた。
主要施策③ 被害者の安全の確保と配慮						
施策の内容(1) 通報への対応						
60		福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	通報があった場合は、通報者に被害者の意思の確認や、相談窓口の情報の提供を依頼するとともに、被害者からの相談に対応し、緊急性が高い場合は、警察と連携して、被害者の安全の確保に努めます。	通報があった場合は、通報者に被害者の意思の確認や、相談窓口の情報の提供を依頼するとともに、被害者からの相談に対応し、緊急性が高い場合は、警察と連携して、被害者の安全の確保に努める。	相談窓口に通報があった場合は、通報者に対して被害者への情報提供(市町村や警察のDV相談窓口等)を依頼するなど、被害者の安全確保に努めた。
61		県警本部	人身安全対策課	通報があった場合は、通報者に被害者の意思の確認や、相談窓口の情報の提供を依頼するとともに、被害者からの相談に対応し、緊急性が高い場合は、警察と連携して、被害者の安全の確保に努めます。	危険性等の判断と即応態勢の確立	被害者等から加害者の具体的言動等を引き出し、危険性等を判断した。 被害者等の安全確保のための措置を最優先に講じた。
62	79 へ 再掲	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	通報の内容から児童虐待、高齢者虐待又は障がい者虐待が疑われる場合には、児童虐待防止法、高齢者虐待防止法又は障害者虐待防止法に基づき市町村に通報を行うとともに、市町村と連携して被害者の支援を行います。	通報の内容から児童虐待、高齢者虐待又は障がい者虐待が疑われる場合には、必要に応じ市町村に通報を行うなど、市町村と連携し通報に対応する。	相談窓口に通報があった場合、通報者に対して被害者への児童虐待・障がい者・高齢者虐待の相談窓口の情報提供を依頼した。
63	80 へ 再掲	県警本部	人身安全対策課	通報の内容から児童虐待、高齢者虐待又は障がい者虐待が疑われる場合には、児童虐待防止法、高齢者虐待防止法又は障害者虐待防止法に基づき市町村に通報を行うとともに、市町村と連携して被害者の支援を行います。	子ども、高齢者、障がい者に関する情報への対応 人権を尊重した対応	事案に応じ市町村に通報等し、連携して対応した。 被害者の人権を尊重し、対応した。
施策の内容(2) 警察における暴力の制止及び被害者の保護						
64		県警本部	人身安全対策課	警察は、通報等により暴力が行われていると認めるときは、暴力の制止にあたるとともに、応急の救護を要すると認められるときは被害者を保護します。	被害者等の保護措置の徹底	被害者等を安全な場所へ速やかに避難させた。避難できない場合には、被害者等の身辺の警戒等の措置を行った。
65		県警本部	人身安全対策課	警察は、被害者の状況に応じ、加害者を検挙するほか、加害者への指導警告を行うなど暴力による被害の発生を防止するための措置を講じます。	加害者に対する指導警告等の実施	事件化又は加害者に対して指導警告を行った。
施策の内容(3) 警察への相談及び援助の申出に対する支援						
66		県警本部	人身安全対策課	警察は、被害者の負担を軽減し、かつ、二次的被害が生じることのないよう配慮するとともに、被害防止を念頭に置いた適切な措置を講じます。	心情等への配慮 制度等の情報提供	被害者の心情等を理解し対応する。 活用できる制度、自衛手段等について、教示した。

通し番号	再掲番号	所管部局等	所管所属名	事業概要	事業の内容	2022(令和4)年度事業実績
67		県警察本部	人身安全対策課	警察は、身体に対する暴力を受けている被害者から、被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、国家公安委員会規則で定める必要な援助を行います。	警察本部長等の援助の申出への対応	被害者の所在地が加害者に特定されないための必要な対応を行った。
施策の内容(4) 一時保護における安全の確保						
68		健康医療局	保健福祉事務所	被害者の安全のため、相談窓口等から一時保護施設まで被害者に同行します。	被害者の同行支援	安全確保のため同行支援を実施した。
69	43	福祉子どもみらい局	女性相談所	警察との緊密な連携・協力のもとに、休日夜間における被害者の一時保護に対応します。	休日夜間の支援体制と人員を確保し、一時保護に 対応する。	警察との緊密な連携を図りながら、一時保護の適切な対応に努めた。併せて、移送に関しては、警察署の理解・協力を得ることによって実施を行った。
70	44	県警察本部	人身安全対策課	警察との緊密な連携・協力のもとに、休日夜間における被害者の一時保護に対応します。	被害者等の保護措置	関係機関と連携し、休日夜間における被害者等の一時保護の措置を執った。
71		福祉子どもみらい局	①共生推進本部室 ②女性相談所	被害者の安全を最優先に置きつつ、一時保護の間、被害者の利便を必要以上に制限することがないような環境づくりについて、国の調査研究及び検討会の動向などを注視しながら検討します。	被害者の安全を守るために に行う通信機器の利用制限について、それぞれの被害者の状況に応じた環境を提供することが出来るか、国の調査やあり方検討会等の動きを踏まえ、検討する。	①通信機器の利用制限について、国の調査やあり方検討会等の情報収集を行った。 ②物件情報の閲覧等、使用目的を限り、一時保護の間、通信機器等の利用を行った。
(2)通信機器等の利用制限について、引き続き検討を行っていく。						
72		①② 福祉子どもみらい局 ③県警察本部	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談所 ③人身安全対策課	被害者に対し、保護命令制度について説明し、被害者が保護命令の申立てを希望する場合には、関係機関と連携を図りながら、安全の確保に関する助言等を行います。	保護命令制度についての情報収集と相談対応を行う。 保護命令制度の説明 関係機関への連絡 被害者との連絡体制の確立と情報提供	①②保護命令制度についての説明を行うとともに、申立ての際に安全に制度利用できるように助言、相談を行った。裁判所から書面提出を請求された際には速やかに回答を行った。②保護命令の請求は無かった。 ③被害者に対して、保護命令制度について説明した。 裁判所からの書面提出請求に、回答した。発令後、速やかに被害者と連絡をとり、被害を防止するための注意事項及び緊急時の迅速な通報要領等について教示した。
73		県警察本部	人身安全対策課	警察は、加害者に対して保護命令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等を行います。	加害者に対する指導警告	加害者に対して、保護命令の趣旨及び保護命令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告を行った。
74		福祉子どもみらい局	女性相談所	配偶者暴力相談支援センターは、裁判所から保護命令の発令通知を受けた時は、被害者に本人及び子どもや親族等の安全の確保に関する助言を行います。	保護命令に関する市町村等関係機関への連絡と、市町村、警察との連携による、被害者への助言等を行う。	裁判所からの保護命令に関する申立書の請求は無かった。
75		県警察本部	人身安全対策課	配偶者暴力相談支援センターは、裁判所から保護命令の発令通知を受けた時は、被害者に本人及び子どもや親族等の安全の確保に関する助言を行います。	親族等との連絡体制の確立と情報提供	被害者の親族等に対して、被害を防止するための注意事項及び緊急時の迅速な通報要領等について教示した。

通し番号	再掲番号	所管部局等	所管所属名	事業概要	事業の内容	2022(令和4)年度事業実績
施策の内容(6) 外国人、障がい者、高齢者、性的少数者の方への配慮						
76	34、 132 ～ 再掲	福祉 子ども みらい 局	女性相談所	言葉や文化の違いにより孤立しやすく在留資格など複雑な課題を抱えていることがある外国人の被害者や、DVがより潜在化しやすい傾向にある障がい者や高齢者、性的少数者の方等に対して、本人の意向や障がい等を確認しながら、適切な対応をするよう配慮します。	外国人、障がい者、高齢者、性的少数者等に対し、本人の希望や状況に応じた適切な対応をするよう配慮する。	被害者の状況に応じて、必要によっては関係機関とも連携を行う等も検討し、適切な対応をするよう配慮を行った。
77	52	福祉 子ども みらい 局	女性相談所	民間団体との連携や、県の通訳派遣事業を活用し、外国人被害者の支援を行います。	民間団体との連携や、県の通訳派遣事業を活用し、外国人被害者の支援を行う。	外国籍被害者支援として、外国籍被害者支援を行う民間団体の通訳等の人材の活用、福祉事務所への情報提供、及び民間団体への一時保護委託を行った。
78	53	国際 文化 観光 局	国際課	民間団体との連携や、県の通訳派遣事業を活用し、外国人被害者の支援を行います。	通訳ボランティアの紹介	県内の公的機関等及び外国籍県民等からの依頼に基づく通訳支援(紹介)を行った。(504件)
79	62	福祉 子ども みらい 局	かながわ男女共同参画センター	通報の内容から児童虐待、高齢者虐待又は障がい者虐待が疑われる場合には、児童虐待防止法、高齢者虐待防止法又は障害者虐待防止法に基づき市町村に通報を行うとともに、市町村と連携して被害者の支援を行います。	通報の内容から児童虐待、高齢者虐待又は障がい者虐待が疑われる場合には、必要に応じ市町村に通報を行うなど、市町村と連携し通報に対応する。	相談窓口に通報があった場合、通報者に対して被害者への児童虐待・障がい者・高齢者虐待の相談窓口の情報提供を依頼した。
80	63	県警察本部	人身安全 対策課	通報の内容から児童虐待、高齢者虐待又は障がい者虐待が疑われる場合には、児童虐待防止法、高齢者虐待防止法又は障害者虐待防止法に基づき市町村に通報を行うとともに、市町村と連携して被害者の支援を行います。	子ども、高齢者、障がい者に関する情報への対応 人権を尊重した対応	事案に応じ市町村に通報等し、連携して対応した。 被害者的人権を尊重し、対応した。
81	46	福祉 子ども みらい 局	女性相談所	子どもを同伴する被害者や母国語による支援が必要な被害者等、被害者の状況に応じた一時保護を実施します。	子どもを同伴する被害者や母国語による支援が必要な被害者等について、一時保護委託を活用するなど、被害者の状況に応じた一時保護を実施する。	一時保護委託事業所と連携し、被害者の状況に応じた適切な一時保護を行った。
82	47	福祉 子ども みらい 局	女性相談所	障がいのある被害者や高齢者等、様々な配慮を必要とする被害者に対し、適切な施設の活用に努めます。	障がいのある被害者や高齢者等、様々な配慮を必要とする被害者に対し、被害者の状況に応じた一時保護委託を実施する。	被害者の状況に応じて、必要によっては関係機関とも連携を行う等も検討しながら、被害者の安全安心に配慮した一時保護委託を実施した。
主要施策④ 適正な情報の管理						
施策の内容(1) 適正な情報の管理						
83	①福祉 子ども みらい 局 ②県 警察 本部	①女性相談所 ②人身安全対策課	被害者の一時保護における安全とプライバシーを確保するため、適正な情報管理に努めます。	被害者の一時保護における安全とプライバシーを確保するため、適正な情報管理を図る。 被害者等に係る情報の保護に配慮した。	①公務員の守秘義務を含め、適正な情報管理に努めた。 ②被害者等に係る情報の保護に配慮した。	
84	①② ③福祉 子ども みらい 局 ④県 警察 本部	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談所 ③共生推進本部室 ④人身安全対策課	職員や民間団体スタッフ等の安全を確保するため、関係部署も含めた適正な情報の管理に努めます。	職員や民間団体スタッフ等の安全を確保するため、適正な情報管理を図る。 支援者等の関係者の安全の確保	①相談に関する情報について適正な管理を行った。 ②公務員の守秘義務を含め、適正な情報管理に努めた。 ③隨時、市町村や民間団体への情報管理の徹底を呼び掛けた。 ④被害者を支援している者等に係る情報の保護に配慮した。	

通し番号	再掲番号	所管部局等	所管所属名	事業概要	事業の内容	2022(令和4)年度事業実績
重点目標IV 自立支援の促進						
施策の方向4 自立した生活に向けた切れ目ない支援						
主要施策① 生活基盤を整えるための支援						
施策の内容(1) 住まいの確保						
85	(1)(2) 福祉 子ども みらい 局 (3)健 康医 療局	(1)かながわ 男女共同 参画セン ター (2)女性相 談所 (3)保健福 祉事務所	民間団体との連携を図りながら、被害者が安心して生活できる住まいの確保について、情報を収集・提供し、自立を支援します。	被害者が安心して生活できる住まいの確保について、情報の収集、提供により自立を支援する。 情報の収集、提供による相談対応。 引き続き関係機関との連携を密に図り、支援が発生した際に安全かつ適切な支援を実施できるよう体制を維持していく必要がある。	①相談者から住居についての相談を受けたときは、関係機関等の情報提供を行った。 ②福祉事務所との連携に努め、適切な情報収集及び提供に努めた。 ③関係機関との連携に努め、適切な情報収集及び相談者への提供を行った。	
86	健康 医療 局	保健福祉 事務所	民間団体との連携を図りながら、被害者が安心して生活できる住まいの確保について、情報を収集・提供し、自立を支援します。	全国社会福祉協議会が実施する身元保証制度等を活用した民間住宅の利用支援	関係機関との連携に努め、適切な情報収集及び相談者への提供を行った。	
87	県土 整備 局	住宅計画 課	民間団体との連携を図りながら、被害者が安心して生活できる住まいの確保について、情報を収集・提供し、自立を支援します。	賃貸住宅の家主から、DV被害者等の住宅確保要配慮者(以下、「要配慮者」という。)の入居を拒まない住宅の登録を受け、当該登録情報を提供。	令和4年度までに累計38,939戸のセーフティネット住宅の登録を行うとともに、セーフティネット住宅の周知や利用等について、県民へ情報提供を行った。 また、単身高齢者等、住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図るため、入居支援を行う地域の支援団体や不動産関係団体、市町村職員等に対し、居住支援の知識習得と意識強化等を図るために講座を実施した(1回、28名参加)。	
88	県土 整備 局	公共住宅 課	県営住宅における、被害者の住まいの確保に努めます。	・県営住宅の抽選において母子及び父子世帯の当選率の優遇を行う。 ・DV被害者については、県営住宅募集において単身者でも応募可能とする。	県営住宅の抽選において母子及び父子世帯の当選率の優遇を行った。	
施策の内容(2) 就労の支援						
89	福祉 子ども みらい 局	(1)かながわ 男女共同 参画セン ター (2)女性相 談所	県・市町村の就労支援や、ハローワークの活用に関する情報を収集し、被害者に提供します。	就労支援について、情報の収集、提供により自立を支援する。	①相談窓口として県・市町村の就労支援制度やハローワーク活用に関する情報提供を行った。 ②福祉事務所との連携に努め、適切な情報収集及び提供に努めた。	
90	福祉 子ども みらい 局	子ども家庭 課	被害者である母子家庭の母等を対象とした職業訓練を実施します。	母子家庭等就労支援事業(母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業支援等) 母子家庭自立支援給付金等による、職業訓練のための支援	母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談1,225件、就業支援講習会18回	
91	産業 労働 局	産業人材 課	被害者である母子家庭の母等を対象とした職業訓練を実施します。	職業技術校等における職業訓練	職業技術校で実施する訓練及び民間教育訓練機関等に委託して実施する訓練の定員の約一割に、母子家庭の母等を対象としたひとり親家庭優先枠を設定し、受講生を募集した。優先枠での入校者はそれぞれ12名と47名であった。	
92	(1)福 祉子 ども みら い局 (2)健 康医 療局	(1)生活援 護課 (2)保健福 祉事務所	生活保護を受給している被害者のための就労支援を実施します。	生活保護受給者等就労自立促進事業	福祉事務所とハローワークが連携し、就労・自立に一定程度以上の意欲がある生活保護受給者等に、個々の状況やニーズ等に応じた就労支援を実施した。	

通し番号	再掲番号	所管部局等	所管所属名	事業概要	事業の内容	2022(令和4)年度事業実績
施策の内容(3) 経済的な支援						
93		福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談所	経済的な自立に向けた支援に関する情報を収集し、被害者に助言等を行います。	情報の収集、提供による経済的な自立に向けた支援を行う。	①相談窓口として経済的自立に向けた支援に関する情報を提供するとともに具体的な助言を行った。 ②福祉事務所との連携に努め、適切な情報収集及び提供に努めた。
94		①福祉子どもみらい局 ②健康医療局	①生活援護課 ②保健福祉事務所	福祉事務所において、生活保護の円滑な運用を行います。	福祉事務所は、生活保護が必要な者に対して適切に保護を実施する。被害者から生活保護の申請を受けて、扶養義務者に対して扶養の可能性を調査する際の方法や範囲等に関し、被害者の安全確保の観点から配慮し、円滑な運用を行う。	①各福祉事務所に対し、生活保護が必要な者に対しては、適切に保護を実施することや、被害者の生活保護の決定に必要な調査について、被害者の安全確保の観点から必要な配慮をするよう、会議や監査において周知を図った。 ②関係機関と連携し、生活保護が必要な者に対して、申請に基づき適切な保護を実施した。 被害者から生活保護の申請を受け、扶養義務者に対する扶養の可能性を調査する際には、方法や範囲等に関し、被害者の安全確保の観点から配慮のうえ、支援を実施した。
95		①くらし安全防災局 ②福祉子どもみらい局 ③県警察本部	①くらし安全交通課 ②かながわ男女共同参画センター ③人身安全対策課	犯罪被害者を支援する給付金制度に関する情報提供を行います。(国の制度)	犯罪被害者を支援する給付金制度に関する情報の収集、提供による相談対応を行う。	①かながわ犯罪被害者サポートステーションにおける相談窓口において犯罪被害給付制度の情報を提供した。 ②相談窓口として、必要に応じ、犯罪被害給付制度の情報を提供する態勢をとっていたが、実績はなかった。 ③申請対象となる犯罪被害者等に対する適切な案内と手続の迅速化に努めた。
96		福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談所	被害者の経済的支援のために、社会福祉協議会貸付金や民間団体の貸付基金等の活用について、被害者に助言等を行います。	被害者の経済的支援のために、貸付金等の活用について、情報の収集、提供による相談対応を行う。	①相談窓口として各種貸付制度の情報を提供した。 ②福祉事務所との連携に努め、適切な情報収集及び提供に努めた。
施策の内容(4) 各種制度の周知と活用への支援						
97		福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談所	社会保険など、被害者の自立のための各種手続きについて、個人情報の保護や被害者の安全確保への慎重な配慮を行いながら情報提供を行うとともに、必要な証明書等を発行します。	社会保険など、被害者の自立のための各種手続きについて、個人情報の保護や被害者の安全確保への慎重な配慮を行いながら情報提供を行うとともに、必要な証明書等を発行する。	①相談者が安全に自立できるよう、社会保険など各種手続きについての相談・情報提供を行うほか、申し出によりDVセンターとして手続きに必要な証明書の発行を行った。 ②証明書の発行については迅速かつ、適切な情報提供を行うとともに、必要に応じて関係機関に確認を行う等正確な事務処理に努めた。
98		健康医療局	医療保険課	社会保険など、被害者の自立のための各種手続きについて、個人情報の保護や被害者の安全確保への慎重な配慮を行いながら情報提供を行うとともに、必要な証明書等を発行します。	国民健康保険の手続きに関する、制度の周知に努める。	引き続き、指導・助言等を保険者に対して実施することにより、保険者を通じて制度の周知に努めた。
99		福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談所	被害者が法律的な支援を受けられるよう、法テラスの活用や法律扶助制度に関する情報提供を行います。	法律的な支援について、情報の収集、提供による相談対応を行う。	①相談者が法律的な支援を受けられるよう、法テラスや法律扶助制度の情報を提供を行った。 ②福祉事務所との連携に努め、法テラスの活用等適切な情報提供に努めた。
100		福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談所	被害者または関係機関に対して、各種手続きの活用に必要な住所等の情報管理について助言等を行います。	住民基本台帳の閲覧や警察への捜索願等の扱いに關し、被害者を保護する観点から措置がとられていることなどについて必要な情報収集を行うとともに、被害者に情報提供等を行ふ。	①②相談窓口として住民基本台帳閲覧制限等の制度についての情報を提供した。 ②福祉事務所との連携に努め、適切な情報収集及び提供を行った。

通し番号	再掲番号	所管部局等	所管所属名	事業概要	事業の内容	2022(令和4)年度事業実績
101		政策局	市町村課	被害者または関係機関に対し、各種手続きの活用に必要な住所等の情報管理について助言等を行います。	住民基本台帳の閲覧や住民基本台帳からの情報に基づき行う事務処理について、適切に行われるよう、関係機関からの照会に対応するとともに、閲覧等制限の制度等の周知に努めます。	住民基本台帳の閲覧や住民基本台帳からの情報に基づき行う事務処理について、適切に行われるよう、関係機関からの照会に対応し、また、周知を行った。
102		教育局	高校教育課	被害者または関係機関に対し、各種手続きの活用に必要な住所等の情報管理について助言等を行います。	被害者の同伴児童の転校先等について、特に厳重に情報の管理を行う	各県立高校等において、被害者の同伴児童の転校先等の情報を厳重に管理した。
103		教育局	教育事務所	被害者または関係機関に対し、各種手続きの活用に必要な住所等の情報管理について助言等を行います。	市町村教育委員会等と連携して、被害者の同伴児童の転校先等について、個人情報の厳重な取扱いに配慮しつつ円滑な運用に努める	管内教育委員会等と連携し、被害者の同伴児童の転校先等について、情報管理に係る被害者への相談や助言に努めるとともに、個人情報の厳重な取扱いに配慮しつつ円滑な運用に努めた。
主要施策② 安定した生活に向けた支援						
施策の内容(1) 中長期支援施設の運営に対する支援						
104	178 へ 再掲	福祉子どもみらい局	共生推進本部室	一時保護後の自立に向けて準備を行うための中長期支援施設を運営する民間団体に対する支援を強化します。	一時保護後の自立に向けて中長期支援施設を運営する民間団体を支援する。	中長期支援施設を運営する民間団体へ補助を行った。
105	179 へ 再掲	福祉子どもみらい局	女性相談所	一時保護後の自立に向けて準備を行うための中長期支援施設を運営する民間団体に対する支援を強化します。	中長期支援施設運営民間団体との連絡会議設置(一時保護連絡会への参加など)	連絡会議を開催し、情報共有など連携に努めた。(2回)
施策の内容(2) 精神的なケアの充実						
106		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	精神的なケアなど、民間団体が実施する自立支援活動を支援します。	精神的なケアなど、民間団体の自立支援活動を支援する。	民間団体の自立支援活動へ補助を行った。
107		福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	心理カウンセラーによるメンタルケアを実施し、被害者の精神的なケアの充実を図ります。	心理士によるメンタルケアを実施する。	R4メンタルケア実施 相談40件 自助グループ立ち上げ支援事業休止に伴い、メンタルケアを充実させた(月4枠→月6枠)。
108		福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	自助グループ立ち上げを支援します。	自助グループ立ち上げを支援する。	参加者数の減少等から自助グループ立ち上げ支援事業については休止し、同じ心理学的援助という目的を持ち、希望者の多いメンタルケアを充実させた。
109		福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談所	被害者のためのカウンセリング等を行う医療機関や民間団体の情報提供に努めます。	被害者のためのカウンセリング等を行う医療機関等の情報の収集、提供による相談対応を行う。	相談窓口として医療機関についての情報収集及び情報提供を行った。
施策の内容(3) 被害者と同居する子どもに関する支援						
110		福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談所	児童相談所や市町村児童相談窓口、学校やスクールカウンセラー等との連携した相談により、子どもの心のケアに努めます。	子どもの心のケアについて、適切な相談窓口の情報提供による相談対応を行う。	①相談窓口として児童相談窓口やスクールカウンセラーについての情報を提供した。②子どもの心身の状況などの情報提供に努め、児童相談所や市町村児童相談窓口との情報の共有を図った。
111		福祉子どもみらい局	子ども家庭課	児童相談所や市町村児童相談窓口、学校やスクールカウンセラー等との連携した相談により、子どもの心のケアに努めます。	児童手当における広域連携	DVによる心理的虐待の相談受付件数798件であり、児童の状況に応じて学校等との連携を行なった。
112		教育局	子ども教育支援課	児童相談所や市町村児童相談窓口、学校やスクールカウンセラー等との連携した相談により、子どもの心のケアに努めます。	スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等による相談	スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーによる相談等を行った。
113		教育局	学校支援課	児童相談所や市町村児童相談窓口、学校やスクールカウンセラー等との連携した相談により、子どもの心のケアに努めます。	スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーによる相談等(県立高等学校、中等教育学校)	スクールカウンセラーによる相談を22,800件、スクールソーシャルワーカーによる対応を8,741回行った。

通し番号	再掲番号	所管部局等	所管所属名	事業概要	事業の内容	2022(令和4)年度事業実績
114		教育局	総合教育センター	児童相談所や市町村児童相談窓口、学校やスクールカウンセラー等との連携した相談により、子どもの心のケアに努めます。	総合教育センターに配置されている臨床心理の専門家等による相談対応	総合教育センターでは、来所による相談(3,577件)、電話による相談(5,891件)、メールによる相談(262件)等に応じた。
115		福祉子どもみらい局	女性相談所	子どもを同伴している被害者に対し、母子生活支援施設の広域連携を活用し支援に努めます。	子どもを同伴している被害者に対し、必要な情報提供、相談対応を行う。	母子生活支援施設の利用が必要な方については、福祉事務所に必要性を働きかけたり、通知を発行し、利用の促進を図った。
116		福祉子どもみらい局	子ども家庭課	子どもを同伴している被害者に対し、母子生活支援施設の広域連携を活用し支援に努めます。	母子生活支援施設の広域利用の促進を図る。	母子生活支援施設の広域利用を図った。(令和4年度における県保健福祉事務所の県外施設への広域入所措置件数:89件)
117		健康医療局	保健福祉事務所	子どもを同伴している被害者に対し、母子生活支援施設の広域連携を活用し支援に努めます。	福祉事務所は、児童及び妊産婦の福祉に関する事項の相談や必要な調査、母子生活支援施設における保護の適切な実施を行う。	福祉事務所は、児童及び妊産婦の福祉に関する事項の相談や必要な調査、母子生活支援施設における保護の適切な実施を行った。
118		教育局	財務課	教育委員会や学校は、被害者の子どもの転出入等の手続きや授業料の免除制度等の活用について、適切な情報提供に努めます。	別居中で実質的に年収が低い場合等へ配慮した円滑な運用	<p>【入学検定料、入学料、修業年限超過者の授業料について】生活保護受給者、児童福祉施設入所者、保護者の県民税所得割の額と市町村民税所得割の額を合算した額が非課税の世帯については全額を免除した。また、県民税所得割の額と市町村民税所得割の額を合算した額が85,500円未満の場合は半額を免除した。</p> <p>【授業料について】令和3年度の保護者全員の所得について、以下の算定式により計算した額が30万4,200円(年収約910万円)未満の世帯に対し、授業料の負担をなくすために就学支援金を支給した。(令和2年7月以降。それ以前は前年度通り)</p> <p>【算定式】市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額※ただし、政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に4分の3を乗じて計算</p> <p>【高校生等奨学給付金について】生活保護受給世帯又は保護者の県民税所得割の額と市町村民税所得割の額を合算した額が非課税の世帯(家計急変により非課税相当となった世帯を含む)に対し、返還不要の給付金を支給した。</p> <p>いずれの場合においても、正式に離婚していないければ原則として保護者(両親)の収入により審査を行うが、DVや児童虐待、行方不明等の場合は、一方の保護者の収入で審査をした。</p>
119		教育局	高校教育課	教育委員会や学校は、被害者の子どもの転出入等の手続きや授業料の免除制度等の活用について、適切な情報提供に努めます。	被害者の同伴児童の転校先等について、特に厳重に情報の管理を行う	各県立高校等において、被害者の同伴児童の転校先等の情報を厳重に管理した。
120		教育局	教育事務所	教育委員会や学校は、被害者の子どもの転出入等の手続きや授業料の免除制度等の活用について、適切な情報提供に努めます。	市町村教育委員会等と連携して、被害者の同伴児童の転校先等について、個人情報の厳重な取扱いに配慮しつつ円滑な運用に努める	管内教育委員会等と連携し、被害者の同伴児童の転校先等について、転出手続等の個人情報の厳重な取扱いに配慮しつつ円滑な運用に努めた。

通し番号	再掲番号	所管部局等	所管所属名	事業概要	事業の内容	2022(令和4)年度事業実績
121		福祉子どもみらい局	私学振興課	教育委員会や学校は、被害者の子どもの転出入等の手続きや授業料の免除制度等の活用について、適切な情報提供に努めます。	別居中で実質的に年収が低い場合等へ配慮した円滑な運用	【授業料について】 「就学支援金」「学費補助金」の申請により授業料が軽減される世帯(保護者(親権者)の算定基準額が基準額の範囲内)について、手続きを周知し、補助金を交付した。 【高校生等奨学給付金について】 平成26年4月以降に高等学校等に入学した生徒を扶養している生活保護受給世帯又は県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額非課税世帯(家計急変により非課税相当となった世帯を含む)に対し、手続きを周知し、返還不要の給付金を支給した。いずれの審査についても、正式に離婚していなければ原則として保護者(両親)の収入として扱うが、DVや児童虐待、行方不明等の場合には、一方の保護者の収入で審査をした。
122		福祉子どもみらい局	子ども家庭課	児童扶養手当など各種制度に関する情報提供を行うとともに円滑な運用に努めます。	児童手当における広域連携	DV被害者の居住する自治体からの情報提供が128件あり、配偶者の居住する自治体との連携を図った。
123		福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談所	児童扶養手当など各種制度に関する情報提供を行うとともに円滑な運用に努めます。	児童扶養手当など各種制度に関する情報提供、相談対応を行う。 受給のための証明書を発行する。	相談者に対して各種制度に関する情報提供を行った。また、証明書の発行にあたっては、迅速かつ正確な事務処理に努めた。
124		健康医療局	保健福祉事務所	児童扶養手当など各種制度に関する情報提供を行うとともに円滑な運用に努めます。	児童扶養手当の支給、母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の貸付け、児童手当の支給等について、情報提供等。 福祉事務所は、児童及び妊産婦の福祉に関する事項の相談や必要な調査、母子生活支援施設における保護の適切な実施を行う。	児童扶養手当の支給、母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の貸付け、児童手当の支給等について、情報提供をするとともに連絡、調整を行い、住民票を異動することなく施設入所や居宅設定したものに対しては、住登地との調整をする等、児童及び妊産婦の福祉に関する事項の相談や必要な調査、母子生活支援施設における保護を実施した。
施策の内容(4) 地域における支援						
125	150 へ 再掲	福祉子どもみらい局	女性相談所	新たな地域で自立生活を始める場合、被害者の意向を確認し、従前の地域での支援が引き継がれるように努めます。	被害者が新たな地域で自立生活を始める場合、他の都道府県等との連携を行う。	福祉事務所と連携し、必要な支援を協議するとともに、もに、新たな地域で自立生活が送れるよう後方支援を行った。
126	151 へ 再掲	福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談所	自立生活を始める被害者の生活面や心身面の相談を総合的に受け止めるなど、自立に向けた支援を行います。	自立に向けた支援として、相談を実施する。	①DV被害者の自立に向けた生活面や心身面についての相談を行った。 ②福祉事務所と連携し、被害者の生活面や心理面の相談を実施した。
127	152 へ 再掲	健康医療局	保健福祉事務所	自立生活を始める被害者の生活面や心身面の相談を総合的に受け止めるなど、自立に向けた支援を行います。	町村と県保健福祉事務所との連携	町村その他関係機関と、被害者についての情報を共有し、連携して相談・支援を行った。
128	153 へ 再掲	健康医療局	保健福祉事務所	各種制度の手続きなどを行う際は、必要に応じて、県・市町村の担当職員、民間団体のスタッフが被害者に同行します。	被害者の同行支援	行政機関等へ同行支援を行った。
129	154 へ 再掲	福祉子どもみらい局	女性相談所	各種制度の手続きなどを行う際は、必要に応じて、県・市町村の担当職員、民間団体のスタッフが被害者に同行します。	各種制度の手続きなどを実施する際の同行支援の実施に努める	必要な各種制度を福祉事務所と協議し、支援の実施機関に同行支援を依頼した。
130	155 へ 再掲	福祉子どもみらい局	共生推進本部室	各種制度の手続きなどを行う際は、必要に応じて、県・市町村の担当職員、民間団体のスタッフが被害者に同行します。	民間団体の同行支援への補助を行う。	民間団体に対して、同行支援への補助を行った。

通し番号	再掲番号	所管部局等	所管所属名	事業概要	事業の内容	2022(令和4)年度事業実績
131		福祉子どもみらい局	女性相談所	一時保護施設を退所し、地域で生活する被害者のためのサポート相談を実施します。	一時保護後に地域で自立生活することについて相談を実施する。	一時保護後に必要なサービスや相談窓口等の情報提供を行った。
施策の内容(5) 外国人、障がい者、高齢者、性的少数者の方への配慮						
132	76	福祉子どもみらい局	女性相談所	言葉や文化の違いにより孤立しやすく在留資格など複雑な課題を抱えていることがある外国人の被害者や、DVがより潜在化しやすい傾向にある障がい者や高齢者、性的少数者の方等に対して、本人の意向や障がい等を確認しながら、適切な対応をするよう配慮します。	外国人、障がい者、高齢者、性的少数者等に対し、本人の希望や状況に応じた適切な対応をするよう配慮する。	被害者の状況に応じて、必要によっては関係機関とも連携を行う等も検討し、適切な対応をするよう配慮を行った。
主要施策③ 女性保護施設における支援						
施策の内容(1) 女性保護施設における支援						
133		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	就労支援や退所者支援などにより自立に向けた支援を行います。	女性保護施設における就労支援事業を実施する。	女性保護施設において、利用者の個々の能力、適性等を考慮しながら、就労に結びつけるための支援を行った。
134		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	就労支援や退所者支援などにより自立に向けた支援を行います。	女性保護施設における退所者支援を実施する。	退所者支援事業担当職員を指定し、退所者支援を実施した。
135		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	被害者や同伴児童・同伴者の心身の回復と自立に向け、環境の充実に努めます。	女性保護施設における心理的な支援を実施する。	非常勤心理士を2名配置し、心理的な支援を実施した。
136		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	被害者や同伴児童・同伴者の心身の回復と自立に向け、環境の充実に努めます。	被害者や同伴児童・同伴者の心身の回復と自立に向け、女性保護施設の環境を整備する。	障がい者用居室や母子用居室を利用して、障がい者や母子の受け入れに対応した。
重点目標V 市町村、民間団体及び関係機関との連携等						
施策の方向5 地域における相談と自立支援の体制の充実						
主要施策① 市町村における計画的な取組み						
施策の内容(1) 市町村基本計画の策定						
137		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	市町村は、DV防止や被害者の支援に関する基本計画の策定に努め、県はこれを支援します。	市町村DV法所管課長会議において、県内市町村のDV対策状況調査の結果や、他県・国の情報提供を行うことなどにより、基本計画策定を支援する。	県内市町村のDV主管課長会議での情報提供等により、プラン策定の支援を行った。31市町で基本計画策定
施策の内容(2) 市町村における施策推進体制の充実						
138		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	市町村は、基本計画の推進に向けて、府内外の関係機関等からなる組織を設置し、連携を強化するよう努め、県はこれを支援します。	県内市町村のDV対策状況調査、他県や国の情報提供などにより、市町村の府内外連携を支援する。	他県や国の制度等について、県内市町村のDV主管課長会議において情報提供を行い、市町村の府内外連携を支援した。
139		健康医療局	保健福祉事務所	市町村は、基本計画の推進に向けて、府内外の関係機関等からなる組織を設置し、連携を強化するよう努め、県はこれを支援します。	必要に応じて、地域DV対策情報交換会議や市町村府内外連携会議への参加	地域DV対策情報交換会議や市町村府内外連携会議に参加した。(一部コロナにより中止)
140		福祉子どもみらい局	児童相談所	市町村は、基本計画の推進に向けて、府内外の関係機関等からなる組織を設置し、連携を強化するよう努め、県はこれを支援します。	必要に応じて、地域DV対策情報交換会議や市町村府内外連携会議への参加	コロナの情勢を踏まえつつ、各市町村の実情に応じてDV主管課との情報交換等を実施した。
141		教育局	教育事務所	市町村は、基本計画の推進に向けて、府内外の関係機関等からなる組織を設置し、連携を強化するよう努め、県はこれを支援します。	必要に応じて、地域DV対策情報交換会議や市町村府内外連携会議への参加	【湘南三浦・県央・県西】必要に応じて、地域DV対策情報交換会議や市町村府内外連携会議へ参加した。 【中・県西】児童・生徒指導研修会、スクールカウンセラー連絡協議会、教育相談コーディネーター連絡協議会を開催及び、スクールソーシャルワーカー配置事業等へ参加した。

通し番号	再掲番号	所管部局等	所管所属名	事業概要	事業の内容	2022(令和4)年度事業実績
主要施策② 市町村における相談窓口の充実						
施策の内容(1) 市町村配偶者暴力相談支援センターの設置						
142		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	被害者が身近な地域で相談や自立の支援を受けられる窓口として、市町村は、配偶者暴力相談支援センターを設置し、被害者の相談や自立支援の充実強化に努め、県はこれを支援します。	市町村DV法所管課長会議において、県内市町村のDV対策状況調査の結果や、他県・国の情報提供を行うことなどにより、DVセンター設置を支援する。	市町村課長会議において、県機関、他県、国情報提供することなどにより、県内の市のDVセンター設置を支援した。
143		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	市町村配偶者暴力相談支援センターの事業や被害者の一時保護の実施に対する権限の強化や財政的な支援について、国へ要望します。	市町村の配偶者暴力相談支援センターの事業や被害者の一時保護の実施に対する財政的な支援について国へ要望する。	16都道府県婦人保護主管課長及び婦人相談所長会議において、市町村の配偶者暴力相談支援センターの事業や被害者の一時保護の実施に対する財政的な支援について国へ要望した。
施策の内容(2) 市町村における身近な相談窓口の充実						
144		福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談所	市町村は、被害者相談窓口の充実に努め、県はこれを支援します。	市町村の被害者相談窓口の充実のため、研修実施・情報提供等により支援する。	①相談員対象の研修を実施し、また機会を捉えて情報提供を行った。 ②職員研修を実施するなど、関係機関を対象とした研修を行った。
145		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	市町村は、被害者と接する相談窓口職員の研修の充実を図り、府内連携会議の設置や府内マニュアルの作成等により、その連携を強化するよう努め、県はこれを支援します。	市町村DV法所管課長会議において、県内市町村のDV対策状況調査の結果や、他県・国の情報提供を行うことなどにより、市町村の取組みを支援する。	市町村課長会議において、県機関、他県、国情報提供することなどにより、市町村における身近な相談窓口の充実を支援した。
146	206 へ 再 掲	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	市町村の相談窓口職員への支援を行います。	市町村相談員等へのステータス変更や研修会を実施する。	市町村相談員を対象とした拡大事例検討会(4回)と女性問題研修会(4回)を実施した。
147	198	福祉子どもみらい局	共生推進本部室	被害者への相談・支援に対応する職員の資質向上のため、被害者の状況に応じたきめ細かな対応を実施するための体制を強化します。	県配偶者暴力相談支援センター及び市町村相談員の資質向上のため、初任者向けや事例検討会等を実施する。	県配偶者暴力相談支援センター及び市町村相談員の資質向上のため、勤続年数3年未満程度の初任女性相談員向けに、初任女性相談員研修(基礎)を実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の拡大により中止した。
148	199	福祉子どもみらい局	女性相談所	被害者への相談・支援に対応する職員の資質向上のため、被害者の状況に応じたきめ細かな対応を実施するための体制を強化します。	県配偶者暴力相談支援センター及び市町村相談員の資質向上のため、研修を実施するほか、共生推進本部室が開催する研修に職員を派遣する。	関係機関を対象とした研修の講師対応を行った。
施策の内容(3) 市町村における自立支援の実施						
149		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	県内市町村のDV対策状況調査、地域DV対策情報交換会議の開催、他県や国の情報提供などを実施する。	県内市町村のDV対策状況調査、地域DV対策情報交換会議の開催、他県や国の情報提供などを実施する。	・市町村の自立支援の実施について、県内自治体他県や国の情報を提供した。また、県福祉事務所を中心とした地域情報交換会が開催できるよう協力した。
150	125	福祉子どもみらい局	女性相談所	新たな地域で自立生活を始める場合、被害者の意向を確認し、従前の地域での支援が引き継がれるように努めます。	被害者が新たな地域で自立生活を始める場合、他の都道府県等との連携を行う。	福祉事務所と連携し、協議を行うとともに、後方支援を行った。
151	126	福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談所	自立生活を始める被害者の生活面や心身面の相談を総合的に受け止めるなど、自立に向けた支援を行います。	自立に向けた支援として、相談を実施する。	①DV被害者の自立に向けた生活面や心身面についての相談を行った。 ②福祉事務所と連携し、相談等を行う等相談者の情報の共有に努めた。
152	127	健康医療局	保健福祉事務所	自立生活を始める被害者の生活面や心身面の相談を総合的に受け止めるなど、自立に向けた支援を行います。	町村と県保健福祉事務所との連携	町村その他関係機関と、被害者についての情報を共有し、連携して相談・支援を行った。

通し番号	再掲番号	所管部局等	所管所属名	事業概要	事業の内容	2022(令和4)年度事業実績
153	128	健康医療局	保健福祉事務所	各種制度の手続きなどを行う際は、必要に応じて、県・市町村の担当職員、民間団体のスタッフが被害者に同行します。	被害者の同行支援	行政機関等へ同行支援を行った。
154	129	福祉子どもみらい局	女性相談所	各種制度の手続きなどを行う際は、必要に応じて、県・市町村の担当職員、民間団体のスタッフが被害者に同行します。	各種制度の手続きなどを行う際の同行支援の実施に努める	必要な各種制度案内等を福祉事務所と協議し、引き続き支援の実施機関に依頼を行った。
155	130	福祉子どもみらい局	共生推進本部室	各種制度の手続きなどを行う際は、必要に応じて、県・市町村の担当職員、民間団体のスタッフが被害者に同行します。	民間団体の同行支援への補助を行う。	民間団体に対して、同行支援への補助を行った。

主要施策③ 地域の状況に応じた県と市町村等の連携

施策の内容(1) 地域における関係機関ネットワークの充実

156	福祉子どもみらい局	①共生推進本部室 ②かながわ男女共同参画センター ③女性相談所	地域における、福祉事務所、児童相談所、教育委員会、警察署や医療・法律などの関係機関・関係団体のネットワークの充実に努めます。	地域における福祉事務所、児童相談所、教育委員会、警察署や医療・法律などの関係機関・関係団体の連携会議等へ参加する。	地域における福祉事務所、児童相談所、教育委員会、警察署や医療・法律などの関係機関・関係団地の各種会議に情報提供など行う等し、連携強化に努めた。
157	健康医療局	保健福祉事務所	地域における、福祉事務所、児童相談所、教育委員会、警察署や医療・法律などの関係機関・関係団体のネットワークの充実に努めます。	必要に応じて、地域における福祉事務所、児童相談所、教育委員会、警察署や医療・法律などの関係機関・関係団体の連携会議等への参加	地域における福祉事務所、児童相談所、教育委員会、警察署や医療・法律などの関係機関・関係団体の連携会議等を開催・參加した。
158	福祉子どもみらい局	児童相談所	地域における、福祉事務所、児童相談所、教育委員会、警察署や医療・法律などの関係機関・関係団体のネットワークの充実に努めます。	必要に応じて、地域における福祉事務所、児童相談所、教育委員会、警察署や医療・法律などの関係機関・関係団体の連携会議等への参加	コロナ情勢を踏まえながら、5所で管内医療機関との連絡会を実施。管内警察署との連絡会は5所のみ実施。スクールソーシャルワーカー連絡会(2回)に参加。
159	教育局	教育事務所	地域における、福祉事務所、児童相談所、教育委員会、警察署や医療・法律などの関係機関・関係団体のネットワークの充実に努めます。	必要に応じて、地域における福祉事務所、児童相談所、教育委員会、警察署や医療・法律などの関係機関・関係団体の連携会議等への参加	学校警察連絡協議会やスクールソーシャルワーカー連絡会、要保護児童対策地域協議会等へ参加した。
160	県警察本部	人身安全対策課	地域における、福祉事務所、児童相談所、教育委員会、警察署や医療・法律などの関係機関・関係団体のネットワークの充実に努めます。	関係機関との連携協力	各種会議等に参加し、関係機関との連携に努めた。

施策の内容(2) 県による広域連携支援

161	福祉子どもみらい局	女性相談所	被害者の居住する市町村等と調整し、被害者が必要な支援を受けることができるよう努めます。	被害者の居住する市町村との連携・情報提供等を行う。	連携に努め、必要な情報提供を行った。
162	健康医療局	保健福祉事務所	県保健福祉事務所等は、町村と連携して被害者の相談や自立支援を行います。	県保健福祉事務所に女性相談員を配置 町村職員と連携して被害者の支援を実施	・郡部を管轄する県保健福祉事務所に女性相談員を6人配置した。(平塚、茅ヶ崎、鎌倉、小田原、足柄上、厚木) ・町村職員と連携して被害者の支援を実施
163	福祉子どもみらい局	女性相談所	県保健福祉事務所等は、町村と連携して被害者の相談や自立支援を行います。	女性相談員研修会を開催する。	女性相談員向けの研修会を開催した。(1回)
164	福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談所	県及び市町村配偶者暴力相談支援センターの連絡会議を設置し、連携を強化します。	県及び政令市が持ち回りで開催する拡大DVセンター会議を開催又は参加する。	四県市DVセンター連絡会に参加した。(1回)

通し番号	再掲番号	所管部局等	所管所属名	事業概要	事業の内容	2022(令和4)年度事業実績
165	15	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	法律相談、心理相談、精神保健相談などの専門相談を実施します。	法律相談、心理相談、精神保健相談などの専門相談を実施する。	法律相談、心理相談、精神保健相談などの専門相談を継続して実施した。 法律相談 44件 精神保健相談 7件 メンタルケア 40件 (DV専門相談件数 計91件)
166	16	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	民間団体と連携した多言語による被害者相談を実施します。	民間団体に委託し、多言語による被害者相談を実施する。	外国籍被害者向け多言語相談を継続して実施した。 多言語相談件数 528件
167	26	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	男性被害者相談を実施します。	男性被害者相談を実施する。	男性被害者相談を継続して実施した。 男性被害者相談 625件
168	27	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	DVに悩む男性のための相談を実施します。	DVに悩む男性のための相談を実施する。	DVに悩む男性相談を継続して実施した。 DVに悩む男性相談 49件
169	22	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	休日夜間等、時間外の緊急相談の体制を確保し、警察等との緊密な連携・協力のもとに、被害者の緊急相談に対応します。	休日夜間等、時間外の緊急相談の体制を確保し、被害者の緊急相談に対応する。	休日夜間のDV相談を実施した。 土日9:00～17:00 平日夜間17:00～21:00
170	25	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	休日夜間等、時間外の緊急相談の体制を確保し、警察等との緊密な連携・協力のもとに、被害者の緊急相談に対応します。	民間団体に委託し、土・日の夜間と祝日に相談を受ける週末ホットラインを実施する。	週末ホットライン相談を継続して実施した。 週末ホットライン相談 244件
171	23	福祉子どもみらい局	女性相談所	休日夜間等、時間外の緊急相談の体制を確保し、警察等との緊密な連携・協力のもとに、被害者の緊急相談に対応します。	警察等との緊密な連携・協力のもとに、休日夜間緊急対応を実施する。 休日夜間緊急対応人員を確保する。	夜間宿直体制による対応を行い、休日・夜間ににおける緊急対応人員の確保に努めた。
172	24	県警察本部	人身安全対策課	休日夜間等、時間外の緊急相談の体制を確保し、警察等との緊密な連携・協力のもとに、被害者の緊急相談に対応します。	警察本部及び警察署における体制の確立	休日夜間にかかわらず、体制を確立し対処した。
施策の方向6 民間団体との連携、支援						
主要施策① DV防止・被害者支援を行う民間団体との連携、支援						
施策の内容(1) 民間団体との意見交換						
173		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	取組みの充実に向け、被害者支援に取り組んでいる民間団体との定期的な意見交換を実施します。	被害者支援に取り組んでいる民間団体と定期的な意見交換を実施する。	被害者支援に取り組んでいる民間団体と意見交換会を開催した。
施策の内容(2) 民間団体と連携した啓発等						
174		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	啓発資料等は、民間団体に蓄積された被害者支援のノウハウ等を踏まえて作成します。	被害者の支援のための豊富なノウハウを有している民間団体と連携し、啓発資料等を作成する。	データDVに関する支援のための豊富なノウハウを有している民間団体と連携して作成した中学生向けデータDV啓発冊子を県内の中学校に配布するほか、民間団体と連携して作成した各種啓発資料を県民に配布した。
175		福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	被害者への適切な支援の実施のため、被害者支援等に取り組んでいる民間団体のスタッフ等を講師に、職務関係者の研修を開催します。	弁護士、精神科医、大学教授等を講師とした研修を開催	弁護士、民間団体スタッフ等との協働により研修を開催した。
施策の内容(3) 被害者相談における連携						
176	25	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	民間団体と連携し、休日夜間等、時間外における被害者相談を実施します。	民間団体に委託し、土・日の夜間と祝日に相談を受ける週末ホットラインを実施する。	週末ホットライン相談を継続して実施した。 週末ホットライン相談 244件
177	16	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	民間団体と連携した多言語による被害者相談を実施します。	民間団体に委託し、多言語による被害者相談を実施する。	外国籍被害者向け多言語相談を継続して実施した。 多言語相談件数 528件
施策の内容(4) 中長期支援施設の運営に対する支援						
178	104	福祉子どもみらい局	共生推進本部室	一時保護後の自立に向けて準備を行うための中長期支援施設を運営する民間団体に対する支援を強化します。	一時保護後の自立に向けて中長期支援施設を運営する民間団体を支援する。	中長期支援施設を運営する民間団体へ補助を行った。

通し番号	再掲番号	所管部局等	所管所属名	事業概要	事業の内容	2022(令和4)年度事業実績
179	105	福祉子どもみらい局	女性相談所	一時保護後の自立に向けて準備を行うための中長期支援施設を運営する民間団体に対する支援を強化します。	中長期支援施設運営民間団体との連絡会議設置(一時保護連絡会への参加など)	連絡会議を開催し、情報共有など連携に努めた。(2回)
施策の内容(5) 県、市町村、民間団体の協働による一時保護事業						
180	48	福祉子どもみらい局	共生推進本部室	県、市町村、民間団体による三者協働一時保護の充実に努めます。	県、市町村、民間団体による三者協働一時保護を実施する。	県内市町村と協定を締結して実施した。必要に応じて施設のメンテナンスを実施した。
施策の内容(6) 被害者支援を行う民間団体への支援						
181		福祉子どもみらい局	女性相談所	民間委託団体のスタッフを対象とした研修を実施します。	民間委託シェルタースタッフ研修を実施する。	民間団体職員を対象とした研修を実施した。(2回)
182		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	民間団体が行う、スタッフ等の人材養成を支援します。	民間団体が行う、スタッフ等の人材養成を支援する。	民間団体に対して、団体の行う研修事業等に補助を行った。(メニュー補助)
183		福祉子どもみらい局	女性相談所	民間委託団体に出向き、ケースカンファレンスを実施します。	民間委託団体に対し、ケースカンファレンスへの助言を行う。	職員がケースカンファレンスに参加して、助言等を行った。
184		福祉子どもみらい局	女性相談所	民間委託団体へ同伴児童の学習面に関する支援の助言を行います。	民間委託団体の行う同伴児童の学習面に関する支援について、教育指導員による助言を行う。	同伴児童の学習面に関する支援について、助言等の依頼はなかった。
185		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	被害者の自立支援活動等を行う民間団体の取組みを支援します。	被害者の自立支援活動等を行う民間団体を支援する。	・民間団体に対して、団体の行う自立支援事業等に補助を行った。 ・民間団体に対して、団体が新たに実施する先進的な取組への補助を行った。
186		福祉子どもみらい局	女性相談所	民間委託施設等を利用している被害者に対して、心理的ケアなど、専門家による支援を行います。	民間委託施設等を利用している被害者に対して、心理判定員による助言を行う。	心理判定員による助言等の依頼はなかった。
施策の方向7 関係機関等との連携及び人材育成						
主要施策① 関係機関等との相互の連携						
施策の内容(1) ネットワークの充実						
187		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	DV防止と被害者の自立支援施策を充実するため、関係機関・関係団体の連携を強化します。	DV対策推進会議の開催や民間団体との意見交換会の実施により連携を強化する。	DV対策推進会議を開催し、DV対策について議論するとともに、連携に努める予定であったが、新型コロナウイルス感染症の拡大により中止。 地域DV情報交換会議に出席し、連携の強化に努めた。 民間団体との意見交換会を開催した。
188		福祉子どもみらい局	女性相談所	DV防止と被害者の自立支援施策を充実するため、関係機関・関係団体の連携を強化します。	女性相談所、福祉事務所、民間委託シェルターによるケースカンファレンスを実施する。	各種会議、カンファレンスにより、連携の強化に努めた。
189		福祉子どもみらい局	児童相談所	DV防止と被害者の自立支援施策を充実するため、関係機関・関係団体の連携を強化します。	女性相談所と児童相談所との連絡会議の充実	女性相談所との連絡会に参加。互いの情報共有や事例を通しての意見交換などを通じて、連携強化を図った。
190		健康医療局	保健福祉事務所	DV防止と被害者の自立支援施策を充実するため、関係機関・関係団体の連携を強化します。	ケースカンファレンスへの参加	参加要請があれば、ケースカンファレンスに参加し、被害者の自立支援について検討した。
191		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	通報制度や保護命令制度を活用した被害者支援のため、医療、法律などの関係機関・関係団体との連携を図ります。	医療、法律などの関係機関・関係団体との連携の強化を図る。	DV対策推進会議を開催し、DV対策について議論するとともに、連携に努める予定であったが、新型コロナウイルス感染症の拡大により中止。 地域DV情報交換会議に出席し、連携の強化に努めた。 民間団体との意見交換会を開催した。
192		県警察本部	人身安全対策課	通報制度や保護命令制度を活用した被害者支援のため、医療、法律などの関係機関・関係団体との連携を図ります。	関係機関等との連携	事案に応じ、関係機関等と連携して対応した。

通し番号	再掲番号	所管部局等	所管所属名	事業概要	事業の内容	2022(令和4)年度事業実績
193		福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	被害者の子どもへの接近禁止命令が発令される場合もあることから、保護命令制度の趣旨及び概要について、会議の場やホームページ等を通じて教育委員会及び学校、保育所等に周知を図ります。	保護命令制度について、周知を行う。	DV被害防止啓発冊子をホームページに掲載することなどにより、保護命令の内容等を広く周知した。
194		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	関係機関・関係団体が連携し、被害者が自立した生活を続けるための、長期にわたる切れ目のない支援に努めます。	長期にわたる切れ目のない支援を行うため、民間団体との意見交換や自立支援活動への補助を実施する。	府内関係部署や民間団体との意見交換会を行い、関係機関等との連携を図った。被害者支援を行っている民間団体に対して、自立支援活動への補助を行った。
195		福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談所	関係機関・関係団体が連携し、被害者が自立した生活を続けるための、長期にわたる切れ目のない支援に努めます。	長期にわたる切れ目のない支援のため、関係機関との連携に努める。	情報提供・情報交換の場として市区関係課等が主催する各種会議に出席するなど、必要な情報を関係機関と共有を行った。
施策の内容(2) 広域における連携						
196		福祉子どもみらい局	女性相談所	被害者の支援に当たっては、必要に応じて、県外の婦人相談所や婦人保護施設、母子生活支援施設の活用など、都道府県域を越えた連携に努めます。	被害者の円滑な広域支援を行うために、全国知事会の申合せに沿って、一時保護について他県との必要があれば連携、調整に努める。	都道府県と連携が必要なケースはなかったが、都道府県をまたがるケースの調整に努めた。
197		県警察本部	人身安全対策課	関係する場所が複数の都道府県にわたるものについては、関係都道府県警察と連携します。	関係場所が複数の都道府県にわたる事案への対応	事案に応じ、関係都道府県警察と連携し情報を共有して対応した。
主要施策② 支援者の育成と資質向上等						
施策の内容(1) 職務関係者への研修等の充実						
198	17、 147 へ 再掲	福祉子どもみらい局	共生推進本部室	被害者への相談・支援に対応する職員の資質向上のため、被害者の状況に応じたきめ細かな対応を実施するための体制を強化します。	県配偶者暴力相談支援センター及び市町村相談員の資質向上のため、初任者向けや事例検討会等を実施する。	県配偶者暴力相談支援センター及び市町村相談員の資質向上のため、勤続年数3年未満程度の初任女性相談員向けに、初任女性相談員研修(基礎)を実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の拡大により中止した。
199	148 へ 再掲	福祉子どもみらい局	女性相談所	被害者への相談・支援に対応する職員の資質向上のため、被害者の状況に応じたきめ細かな対応を実施するための体制を強化します。	県配偶者暴力相談支援センター及び市町村相談員の資質向上のため、研修を実施するほか、共生推進本部室が開催する研修に職員を派遣する。	関係機関を対象とした研修の講師対応を行った。
200		福祉子どもみらい局	女性相談所	被害者への適切な支援の実施のため、福祉、警察、医療、法律、教育関係者や人権擁護委員、民生委員・児童委員等の職務関係者の研修や情報提供を行います。	福祉、警察、医療、法律、教育関係者、人権擁護委員、民生委員・児童委員等の職務関係者への制度の趣旨の周知、啓発、研修の実施	関係機関を対象とした研修や講師の派遣を行った。
201		教育局	行政課	被害者への適切な支援の実施のため、福祉、警察、医療、法律、教育関係者や人権擁護委員、民生委員・児童委員等の職務関係者の研修や情報提供を行います。	関係職員を対象とした研修の実施	各研修において、交際相手からの暴力の問題について取り上げた。 ・人権教育指導者養成研修講座(1回) ・県立学校人権教育校内研修会(9校)
202		福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談所	県・市町村の被害者の相談や一時保護等を担当する職員の専門性を高めるため、医療や法律の専門家や民間団体のスタッフ等を招いて研修を行います。	職員の専門性を高めるため、医療や法律の専門家や民間団体のスタッフ等を招いた研修を実施する。	①女性問題研修会や事例検討会で研修を実施した。 ②新任の行政職員、管理職を対象に支援に関する基礎知識やDVの理解に関して研修を行った。(1回)

通し番号	再掲番号	所管部局等	所管所属名	事業概要	事業の内容	2022(令和4)年度事業実績
203		①② ③福祉子どもみらい局 ④県警察本部	①共生推進本部室 ②かながわ男女共同参画センター ③女性相談所 ④人身安全対策課	被害者支援に携わる職員等へ、情報管理を含む危機管理に関する研修を行います。	情報管理等の危機管理に関する研修を実施する。	①県警と共同で行う「DV被害者支援のための県警・行政連携ワークショップ」において、情報管理等の危機管理に関する研修を実施した。 ②かながわ男女共同参画センターで実施する研修において、情報管理等に関する研修を実施した。 ③女性相談所の主催研修において、情報管理等の危機管理の内容も含み、研修を実施した。 ④各種研修会を実施した。
204		福祉子どもみらい局	①共生推進本部室 ②かながわ男女共同参画センター ③女性相談所	県及び市町村における被害者支援等に関するノウハウについて、相互に情報交換することにより、資質向上に努めます。	被害者支援等に関するノウハウについて、会議等の場を活用した市町村との情報交換を実施する。	①県内市町村のDV対策主管課長会議等を開催し県及び県内市町村の情報交換を行った。 ②③会議や研修等を通して情報交換を行った。
施策の内容(2) 支援者への支援						
205		福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談所	被害者支援に携わる相談員等の精神的安定を図り、より良い被害者支援を実施できるよう、組織内でのスーパービジョンを実施するなど、メンタルヘルスケアの充実に努めます。	組織内での事例検討会を実施するなど、相談員等のメンタルヘルスケアの充実に努める	SVを中心としたスーパーバイズを行い、組織的に相談員等の精神的な負担の軽減に努めた。
206	146	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	市町村の相談窓口職員への支援を行います。	市町村相談員等へのスーパービジョンや研修会を実施する。	市町村相談員を対象とした拡大事例検討会(4回)と女性問題研修会(4回)を実施した。
施策の方向8 調査研究と提案・苦情への対応						
主要施策① 調査研究						
施策の内容(1) DV防止及び被害者支援のための調査研究						
207		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	DV防止や被害者支援のための調査や研究を実施し、施策に反映させます。	配偶者暴力に関する意識調査や被害の実態調査などの調査研究を実施し、県内関係機関で共有、DV対策・被害者支援に役立てる。	相談・一時保護の現状やアンケート結果を踏まえて、LINE相談窓口の充実等施策に反映させた。
208		福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談所	DV防止や被害者支援のための調査や研究を実施し、施策に反映させます。	より適切な被害者支援に向けて、精神的な課題など多様で複合的な課題を抱えている被害者等の実態について、把握する。	多様で複合的な課題を抱えている被害者が増えている現状について、きめ細やかに把握し課題解決に努めた。
209		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	国等の調査・研究の情報を収集し、調査研究に活用するとともに、関係機関へ情報提供します。	国等の調査・研究の情報を収集し、関係機関へ情報を提供する。	国等の調査・研究の情報を収集し、施策の検討に活用するとともに、関係機関へ情報提供した。
施策の内容(2) 国への要望						
210		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	女性に対する暴力を未然に防止するための取組みの充実や、近年増加がみられる男性被害者に対する支援体制の枠組みの構築などについて、国へ要望します。	DV防止や男性被害者相談等に関する支援体制等について国へ要望する。	DV防止や男性被害者相談等の支援について、国へ要望した。
211	13 へ 再 掲	福祉子どもみらい局	共生推進本部室	加害者更生に関する国の調査研究の動向を把握し、その充実及び必要な法整備について、国へ要望するとともに、他の地方公共団体及び民間団体における取組状況等を把握するよう努めます。	加害者更生に関する調査研究の充実の国への要望と、他の地方公共団体及び民間団体における取組状況等の把握を行う。	加害者対応プログラムなど加害者対策の具体化等について国へ要望するとともに、他団体等の取組状況の把握に努めた。
212		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	困難を抱える女性達の自立に向けた支援を適切に行うことができるよう、売春防止法の抜本的な改正または女性の保護に関する新たな法整備について、国へ要望します。	売春防止法の抜本的改正または女性保護に関する新たな法整備について、国へ要望する。	女性保護に関する新たな法整備である困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行にともなう体制・環境整備について、国へ要望した。

通し番号	再掲番号	所管部局等	所管所属名	事業概要	事業の内容	2022(令和4)年度事業実績
主要施策② 提案・苦情への対応						
施策の内容(1) 関係機関における提案・苦情への適切な対応						
213	各所管部局・県警察本部・市町村	全所管部局・県警察本部	県民等からの配偶者等暴力の防止や被害者の支援に関する提案、被害者からの苦情の申出を受けた場合は、被害者の置かれている状況に配慮して、適切・迅速に対応するよう努めます。	被害者の支援に関する提案や被害者からの苦情の申出に対する、適切・迅速な対応	県民等から被害者の支援に関する提案や被害者等からの苦情の申出に対して、適切・迅速に対応した。	